

保健所機能の充実と地域医療機関に対する支援強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が全国的かつ急速に蔓延したことに伴い、保健所や医療体制が極めてひっ迫し、地域経済にも甚大な影響をもたらしています。

こうした中、保健所は「帰国者・接触者電話相談センター」の役割を担い、感染者の行動調査や濃厚接触者の検査など、その業務は激増しました。一方で、1994年には全国で847か所あった保健所の設置数は、現在では469か所に減少しました。

大阪府では、2000年4月に22保健所7支所体制から15保健所14支所へ、2004年には14支所も廃止し15保健所へ、人員削減を伴う大幅な縮小「再編」が進められました。その後の中核市へ移管で現在大阪府の保健所は9か所です。大阪市では2000年4月に、各区24あった保健所が1保健所へと大幅な統廃合が強行されています。堺市でも2000年に、5か所の保健所が1カ所へ、東大阪市でも2000年に3カ所の保健所が1カ所へと減らされました。

地域の防疫・公衆衛生を支える保健所には、これまでにない過度な負担がかかっています。実際に今般の新型コロナウイルスへの対応では保健所に電話がつながりにくく、PCR検査に至るまで時間がかかり、その間に病状が悪化するという問題も生じ、感染拡大防止に十分に機能したとは言えません。

現在、首都圏や大阪府をはじめ各地で感染者が再び増加しています。感染の疑いや不安がある人の相談体制とPCR検査体制等の拡充により、感染者の早期発見・隔離、早期治療の対応を図り、感染の拡大と医療崩壊を回避しなければなりません。コロナ禍のもとの災害対応の中心になるのも保健所と医療機関です。

こうしたことを踏まえ、政府におかれましては、保健所機能の充実と地域医療の拡充に向け、下記の事項に早急に取り組まれるよう要望します。

記

- 1 感染症対策等を十分に考慮した保健所機能の充実・強化について計画的に人員を増やすよう検討し、非常時に切迫しないよう平時からゆとりのある体制とすること。
- 2 昨年厚生労働省が名指しした全国440か所の公的公立病院のリストと再検証を白紙撤回し、地域医療体制が機能不全に陥ることのないよう関係機関に対する支援を強化すること。
- 3 保健所体制・医療供給体制とも災害対応ができる体制を作ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月28日

大阪府：能勢町議会